

（案）

## 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針

令和2年〇月

東村山市

## 目 次

### 第1章 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針について

- 1 方針策定の背景
- 2 方針策定の経過
- 3 方針の位置づけと期間

### 第2章 児童館・児童クラブ運営等の現状

- 1 東村山市の概要
- 2 東村山市の人口動態
- 3 児童館・児童クラブの施設状況
- 4 児童館の運営状況等
- 5 児童クラブの運営状況等
- 6 児童館・児童クラブに関連するその他の事業

### 第3章 児童館・児童クラブ運営における役割

- 1 児童館が担う役割
- 2 児童クラブが担う役割
- 3 児童館・児童クラブの連携について

### 第4章 基本方針の実現に向けた施策の取り組み

- 1 児童館運営に関する取り組み
- 2 児童クラブ運営に関する取り組み

## 第 1 章 東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針について

### 1 方針策定の背景

近年、急速な少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済に深刻な影響を与えることが危惧されています。また、核家族化の進行や国が進める働き方改革に伴う就労状況の変化など、子どもや家庭を取り巻く環境は絶えず変化していることから、家庭や地域における子育てに関する社会全体の支援の必要性は高まりをみせ続けています。

このような社会背景のなか、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念に則り、18 歳未満のすべての子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会のなかで具現化する児童厚生施設である児童館事業、そして、保護者が就労等により放課後家庭にいない状況にある児童に遊びの場や生活の場を提供する児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）については、この間大きな期待が寄せられ、本市においても両事業の発展・充実に努めてきたところです。特に、児童クラブについては、平成 27 年度に子ども子育て支援新制度が施行されたことに伴い、これまで小学 3 年生までとしていた対象児童が小学 6 年生まで拡大されるなど受け入れ体制の更なる拡充が求められたことや、国から発出された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、有資格者である放課後児童支援員を「支援の単位ごとに 2 人以上」配置することが示されたことなど制度の変化も相まって、本事業については喫緊の課題として事業の質・量の両面にわたる対応が求められています。

また、本市全体では、総合計画、行財政改革大綱をはじめとした行政計画に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営に取り組んでいるところですが、児童館・児童クラブ事業に限らず本市の行政施策が抱える課題は多岐にわたる一方で、これらひとつひとつの施策にかけられる人員、財源については限られた状況にあります。

そのようななか、児童クラブについては従来の公設公営だけによる運営体制を維持したまま現に求められる質・量の両面からの充実を図ることが難しい状況にあったことから、平成 28 年度には公の施設に民間活力を導入した新たな運営体制について、児童クラブを利用する保護者などを交えた検討会を立ち上げたなかで検討がなされ、平成 30 年 4 月より、第 2 野火止児童クラブにおいて東村山市初の指定管理者制度による公設民営の児童クラブの運営がスタートしました。

このように、これまでもその時々々の社会背景や事業ニーズなどにあわせる形で児童館・児童クラブ事業に取り組んできましたが、今後も継続して安定的に児童館・児童クラブ事業を運営していくためには、将来にわたってどのような仕組みが必要なのか、また、その仕組みのなかで本市が「公の役割」としてどのような役割を果たしていくのかなどを示す必要があ

ります。この「東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針」は、これまで本市が培ってきたサービス水準、理念のもと、継続して安定的な児童館・児童クラブ運営を行っていくための方策等について、児童館・児童クラブの将来像（グランドデザイン）を見据えた方針を定めるものです。

## 2 方針策定の経過

---

「東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針」の策定経過は、以下のとおりです。

- (1) 児童館・児童クラブの将来像（グランドデザイン）を見据えた庁内検討  
第2野火止児童クラブにおいて指定管理者制度が導入された後については、引き続き喫緊の課題を抱える児童クラブを中心に、児童クラブと連携・協力体制にある児童館を含め、これまで本市が培ってきたサービス水準、理念のもと、今後も継続して安定的な児童館・児童クラブ運営を行っていくための方策等について、複数回にわたって庁内検討を行いました。
- (2) 東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の設置  
これまでの庁内検討の内容などを踏まえ、平成31年6月から令和2年〇月にかけて、市職員以外の学識関係者、学校関係者、児童クラブ保護者、民間事業者及び公募市民を交えた検討会を設置し、将来にわたって継続して安定的な児童館・児童クラブ事業の運営にむけた方策、将来像（グランドデザイン）について、それぞれの委員の知見に基づく検討が行われました。また、本検討会委員より「東村山市児童館・児童クラブ運営等に関する提言」が市に提出されました。
- (3) パブリックコメントの実施・検討  
「東村山市児童館・児童クラブ運営等に関する提言書」に基づき、本基本方針の素案を作成しました。また、素案については、令和2年〇月から約〇週間の期間に市民の皆様から意見の募集（パブリックコメント）を行い、市民の皆様を中心に述べ●人の方から●●件の意見が寄せられました。  
このパブリックコメントの結果を踏まえ、寄せられた市民意見などを参考に必要に応じて素案の再検討を行いました。
- (4) 基本方針の決定、周知  
パブリックコメントの結果に基づき必要な精査を行った後、本基本方針を決定しました。なお、本基本方針の策定にかかる検討会の様子や、パブリックコメントの際に寄

せられた市民意見などについては、当市ホームページに掲載するとともに、必要に応じて関係者への周知に努めます。

### 3 方針の位置づけと期間

---

本基本方針は、当市のこれまでの施策の取り組み状況等を踏まえたうえで、継続して安定的な児童館・児童クラブの運営等についての現段階における方向性を示すものですが、今後、両事業がより成熟をむかえた段階においては、いわゆる民間主導による民設民営の児童クラブやその他の児童館・児童クラブ関連サービス等の実施状況も見据えたなかで、その時々にあわせた制度設計等をあらためて行う必要があります。

また、本基本方針は、東村山市第4次総合計画、第4次東村山市行財政改革大綱、東村山市第5次地域福祉計画（第2期計画）、東村山市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）など児童館・児童クラブ両事業に関連する行政計画と整合させるものとして策定するもので、今後の国都の動向や子育て関連施策に対する需要の変化等に鑑み、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 児童館・児童クラブ運営等の現状

---

### 1 東村山市の概要

---

東村山市の概要については、以下のとおりです。

#### (1) 市の沿革

東村山市は、昭和39年4月に東京都で13番目の市として誕生しました。恵まれた鉄道交通の利便性を背景に、市外から戸建て持ち家志向のファミリー世帯等の転入が進み、平成23年度には人口153,000人を超えるなど発展を続けてきました。

平成27年における年齢3区分別人口構成比（年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上））について多摩地域25市と比較すると、東村山市の年少人口は多い方から12番目、生産年齢人口は18番目、老年人口は6番目と多摩地域の中でも比較的高齢化が進んでいる状況にあります。

## (2) 市の地理

東村山市は東京都の北西部、都心部から約 30 km の圏内に位置しており、市域の北側は埼玉県所沢市、東側は清瀬市と東久留米市、南側は小平市、西側は東大和市に接しており、多摩地域の 26 市中 13 番目の広さとなっています。

### 【年齢 3 区分別人口構成比の都市間比較（平成 27 年）】

年少人口(0～14歳)			生産年齢人口(15～64歳)			老年人口(65歳以上)		
順位	市名	構成比(%)	順位	市名	構成比(%)	順位	市名	構成比(%)
1	稲城市	15.3%	1	小金井市	67.6	1	あきる野市	27
2	武蔵村山市	14.9%	2	武蔵野市	67.1	2	清瀬市	26.7
3	府中市	13.7%	3	三鷹市	66.6	3	東久留米市	26.3
4	東大和市	13.49%	4	国分寺市	66.54	4	青梅市	26.1
5	あきる野市	13.45%	5	国立市	66.53	5	多摩市	25.4
6	町田市	13.44%	6	調布市	66.4	6	東村山市	24.9
7	羽村市	13.38%	7	府中市	65.7	7	町田市	24.7
8	日野市	13.1%	8	福生市	65.3	8	東大和市	24.6
9	小平市	13.0%	9	稲城市	65	9	八王子市	24.2
10	清瀬市	12.8%	10	狛江市	64.8	10	昭島市	23.91
11	昭島市	12.7%	11	小平市	64.7	11	武蔵村山市	23.89
12	東村山市	12.64%	12	西東京市	64.53	12	狛江市	23.8
13	調布市	12.62%	13	立川市	64.51	13	福生市	23.6
14	東久留米市	12.53%	14	羽村市	63.6	14	日野市	23.57
15	立川市	12.52%	15	昭島市	63.4	15	羽村市	23.02
16	八王子市	12.51%	16	日野市	63.28	16	西東京市	22.975
17	西東京市	12.49%	17	八王子市	63.26	17	立川市	22.973
18	三鷹市	12.3%	18	東村山市	62.42	18	小平市	22.2
19	多摩市	12.2%	19	多摩市	62.41	19	国立市	21.58
20	国分寺市	12.1%	20	東大和市	61.87	20	武蔵野市	21.55
21	青梅市	12.03%	21	青梅市	61.86	21	国分寺市	21.3
22	小金井市	11.98%	22	町田市	61.8	22	三鷹市	21.1
23	国立市	11.9%	23	東久留米市	61.22	23	調布市	21
24	狛江市	11.4%	24	武蔵村山市	61.17	24	府中市	20.6
25	武蔵野市	11.38%	25	清瀬市	60.5	25	小金井市	20.4
26	福生市	11.1%	26	あきる野市	59.5	26	稲城市	19.7
	市部平均	12.8%		市部平均	63.9		市部平均	23.3

出典：東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略

## 2 東村山市の人口動態

東村山市の人口は、市制施行以来増加傾向にありましたが、平成 23 年 7 月をピークに減少傾向にあり、平成 31 年 1 月 1 日時点では 150,789 人となっています。平成 28 年 3 月に策定した「東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」では、今後、平成 57 年頃までは老年人口（65 歳以上）が高い伸びを見せる一方、年少人口（14 歳以下）はすでに減少段階に入っており、少子高齢化がますます進むものと予想しています。

また、当市統計から東村山市の人口動態を見ると減少傾向にはあるものの、近年は 151,000 人あたりで推移をしています。

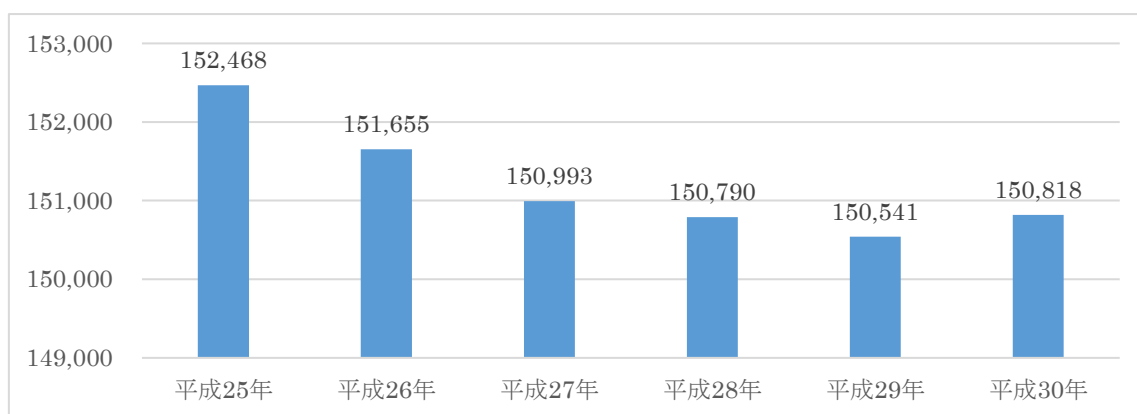
現行の東村山市人口ビジョンでは、近年、児童クラブの利用対象となる小学生の人口動態については微増傾向にありましたが、就学前児童については減少傾向にあることから、平成30年をピークに小学生は減少に転じるものと推計しています。

### 【東村山市における人口の減少段階】

		実績値		推計値								
		平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
年少人口	実数(人)	20,077	19,143	18,689	17,503	16,463	15,759	15,468	15,217	14,861	14,343	13,722
(0～14歳)	対平成22年比	100.0	95.3	93.1	87.2	82.0	78.5	77.0	75.8	74.0	71.4	68.3
生産年齢人口	実数(人)	98,937	94,516	93,574	92,662	89,956	85,435	79,026	74,693	71,555	69,482	67,493
(15～64歳)	対平成22年比	100.0	95.5	94.6	93.7	90.9	86.4	79.9	75.5	72.3	70.2	68.2
老年人口	実数(人)	33,297	37,753	39,836	40,609	42,212	44,775	48,457	49,734	49,499	47,528	44,824
(65歳以上)	対平成22年比	100.0	113.4	119.6	122.0	126.8	134.5	145.5	149.4	148.7	142.7	134.6
総数	実数(人)	152,311	151,412	152,099	150,774	148,631	145,969	142,951	139,644	135,915	131,353	126,039
	対平成22年比	100.0	99.4	99.9	99.0	97.6	95.8	93.9	91.7	89.2	86.2	82.8

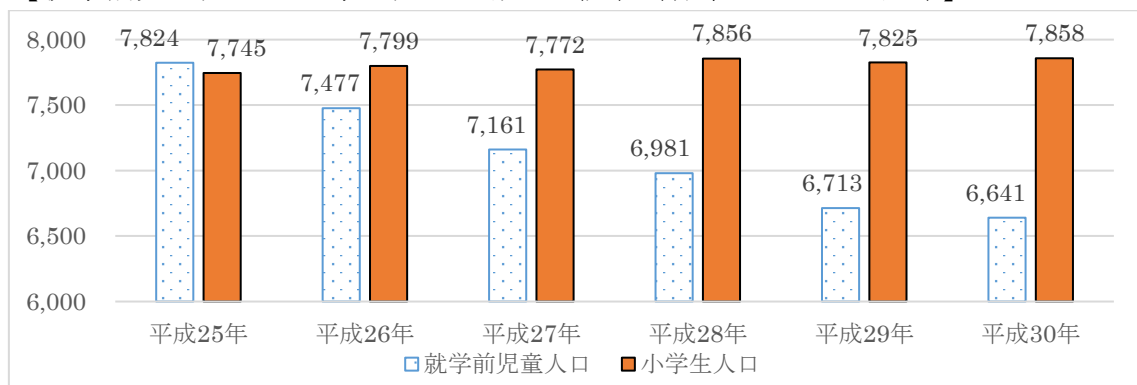
出典：東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略

### 【東村山市全体の人口動態（人）（各年4月1日時点）】



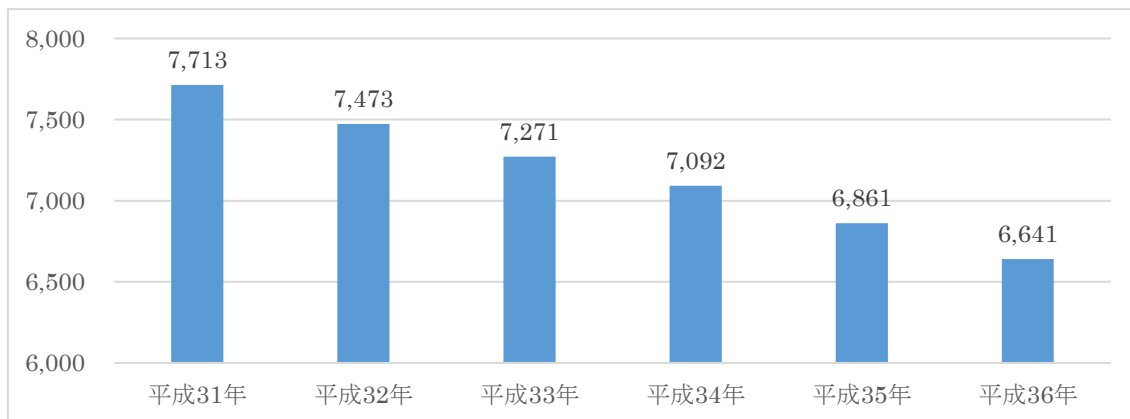
出典：市ホームページ 東村山市の統計

### 【就学前児童人口と小学生人口の動態（人）（各年4月1日時点）】



出典：市ホームページ 東村山市の統計

### 【今後の小学生人口の推計（人）（平成30年4月1日時点の人数より推計）】



出典：市ホームページ 東村山市の統計

## 3 児童館・児童クラブの施設状況

本基本方針の策定に係る検討会を設置した平成31年度には、東村山市内に児童館が5施設、児童クラブが25か所ありました。

児童館については、市内に5つある子育てエリア（東部、北部、中部、南部、西部）にそれぞれ1施設ずつ配置されており、各エリアの0～18歳未満の児童と未就学児の保護者を対象に地域の子育て支援を担っています。

児童クラブについては、小学校低学年の利用者が中心となる事業であり、小学校の学区域内に1か所以上あることが一般的に望ましいとされています。当市には15の小学校があることから、それぞれの学区域に1～3か所の児童館育成室または児童クラブが設置されていますが、直近では、令和2年4月に4つの小学校の学校施設を活用した児童クラブを新たに整備し全体で29か所としたほか、既存施設についても床面積を最大限に活用した受け入れ拡大を図ることにより、一定の需要に対応することが可能となっています。

これら当市の児童館・児童クラブは、それぞれが事業を展開するうえでお互い密接な関係性にあり、例えば、市内に29か所ある児童クラブは、個々に保育の必要な児童の育成支援にあたるとともに、当市の5つの子育てエリアに1施設ずつ配置されている児童館を中心としながら、子育てエリアごとにブロックを形成し、エリア単位で連携しながら運動会を実施するなど地域に沿った事業展開についても取り組んでいます。

また、日頃から児童館の児童厚生員、児童クラブの放課後児童支援員が連携を図ることで、お互いの事業の充実・発展につなげています。

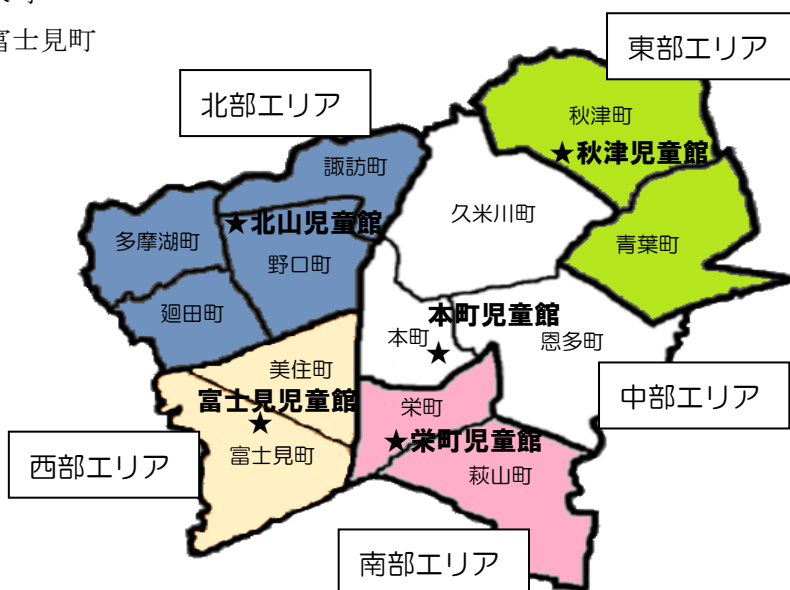
なお、今ある5つの児童館はいずれも平成の早い時期に整備されたため、施設・設備の更新が今後の課題の一つとなっています。また、児童クラブにおいても、最も古い富士見児童



クラブは整備後 34 年が経過しており、こちらも施設・設備の更新が課題の一つとなっています。

### 【東村山市の子育てエリア】

- 東部エリア：秋津町、青葉町
- 北部エリア：廻田町、多摩湖町、諏訪町、野口町
- 中部エリア：本町、久米川町、恩多町
- 南部エリア：萩山町、栄町
- 西部エリア：美住町、富士見町



### 【児童館：5 施設】

	施設名	所在地	建築年	構造
1	本町児童館	本町 4-19-26	平成 8 年	鉄筋コンクリート
2	秋津児童館	秋津町 3-51-25	平成 4 年	鉄筋コンクリート
3	栄町児童館	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
4	富士見児童館	富士見町 5-4-51	平成 3 年	鉄筋コンクリート
5	北山児童館	野口町 3-26-2	平成 7 年	鉄筋コンクリート

【児童クラブ：29か所】

	施設名	所在地	建築年度	構造
1	本町児童館育成室	本町 4-19-26	平成 8 年	鉄筋コンクリート
2	大岱児童クラブ	恩多町 4-17-1	令和 2 年	鉄筋コンクリート
3	第 1 久米川児童クラブ	久米川町 4-11-19	平成 10 年	木造
4	第 2 久米川児童クラブ	久米川町 4-11-22	平成 22 年	軽量鉄骨
5	久米川東児童クラブ	久米川町 2-44-3	平成 15 年	木造
6	第 1 野火止児童クラブ	恩多町 5-45-4	平成 20 年	木造
7	第 2 野火止児童クラブ	恩多町 5-45-4	平成 28 年	軽量鉄骨
8	秋津児童館育成室	秋津町 3-51-25	平成 4 年	鉄筋コンクリート
9	秋津児童クラブ	秋津町 3-48-1	令和 2 年	鉄筋コンクリート
10	第 1 秋津東児童クラブ	秋津町 4-35-68	平成 22 年	軽量鉄骨
11	第 2 秋津東児童クラブ	秋津町 4-35-68	平成 22 年	軽量鉄骨
12	第 1 青葉児童クラブ	青葉町 2-35-11	平成 22 年	軽量鉄骨
13	第 2 青葉児童クラブ	青葉町 2-35-11	平成 22 年	軽量鉄骨
14	栄町児童館第 1 育成室	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
15	栄町児童館第 2 育成室	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
16	第 1 萩山児童クラブ	萩山町 4-16-5	平成 21 年	木造
17	第 2 萩山児童クラブ	萩山町 4-16-5	平成 21 年	木造
18	第 1 東萩山児童クラブ	萩山町 5-7-18	平成 2 年	木造
19	第 2 東萩山児童クラブ	萩山町 5-7-18	平成 22 年	木造
20	富士見児童館育成室	富士見町 5-4-51	平成 3 年	鉄筋コンクリート
21	富士見児童クラブ	富士見町 5-4-56	昭和 60 年	木造
22	南台児童クラブ	富士見町 1-16-1	平成元年	木造
23	北山児童館育成室	野口町 3-26-2	平成 7 年	鉄筋コンクリート
24	北山児童クラブ	野口町 3-45-1	令和 2 年	鉄筋コンクリート
25	第 1 回田児童クラブ	廻田町 3-12-6	平成 5 年	鉄筋コンクリート
26	第 2 回田児童クラブ	廻田町 3-28-1	昭和 41 年	鉄筋コンクリート
27	第 3 回田児童クラブ	廻田町 3-28-1	令和 2 年	鉄筋コンクリート
28	第 1 化成児童クラブ	諏訪町 1-4-1	平成元年	木造
29	第 2 化成児童クラブ	諏訪町 1-4-31	平成 22 年	軽量鉄骨

出典：財産表並びに事務報告書  
(一部所管課加筆)

## 4 児童館の運営状況等

---

### (1) 児童館

児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（相和 22 年法律第 164 号）の理念にのっとり、18 歳未満のすべての子どもを対象として、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会のなかで具現化する児童厚生施設です。

児童厚生施設とは、児童福祉法において「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」としています。また、平成 30 年 10 月 1 日に改正された「児童館ガイドライン」では、児童館の施設特性について「児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。」とし、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められるとしています。

- ①子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ②子どもが遊ぶことができる。
- ③子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

さらに児童館ガイドラインでは、児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにするという役割があり、児童館には以下の 3 つの特性があるとされています。

#### ●拠点性

児童館は、地域における子どものための居場所であると同時に、地域の子どものことを考える方たちにとっての活動場所であり、地域の拠点となります。

#### ●多機能性

児童厚生員は、児童館において子どもが自由に時間を過ごし遊ぶなかで、子どもの様々な課題に直接かかわり、一緒に考え対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなどの役割を担います。

#### ●地域性

児童館のみならず、地域の住民や、子どもに係わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める役割を担います。

東村山市では、5 つの子育てエリア（東部、北部、中部、南部、西部）にそれぞれ 1 施設ずつ児童館があり、それぞれのエリアの実情に応じた地域の子育て施策を展開します。

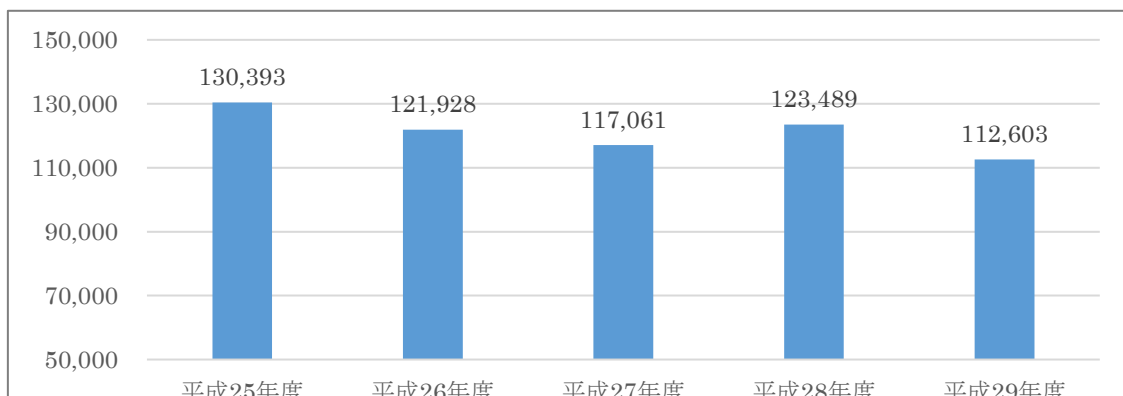
【東村山市立児童館 概要】

施設数	5 施設（公営）
利用人数	延べ 130,447 人（平成 29 年度 ※育成室利用児童を除く）
利用対象児童	0～18 歳未満の児童、未就学児は保護者同伴
職員	児童厚生員、体力増進指導員、補助員
開館時間	平日・土曜 9 時 30 分～17 時 45 分 日曜・祝日 9 時～17 時
休館日（※）	12 月 29 日～1 月 3 日 富士見児童館は月曜日と祝日が重なった日
主な活動	<p>(1)日常活動</p> <p>遊び場の提供を通して、子どもたちが自由で安全に利用できる環境を整備する。</p> <p>&lt;集会室、あそびのへや、幼児室&gt; 日常生活や制作活動など幅広く利用できる。</p> <p>&lt;運動のへや&gt; 主に体力増進のため、ダンスやバスケットボールなどのスポーツ活動、大型トランポリンなどが利用できる。</p> <p>&lt;図書室（本のへや、図書コーナー）&gt; 主に児童書を読んだり、学校の勉強や調べものをするために利用できる。</p> <p>&lt;あかちゃん ちょっと ほっと スペース&gt; 出先であかちゃんのおむつ交換、授乳などができるように、おむつ交換台、授乳用プライベートスペースを整備している。ミルク用のお湯も利用できる。</p> <p>&lt;子育てサークル支援事業&gt; 児童クラブの事業に支障がない範囲で、子育てサークルや子育て支援団体の活躍の場として利用できる。</p> <p>(2)体力増進（運動・スポーツ）活動</p> <p>様々な遊びを通して、子どもたちの体力増進を図る。</p> <p>&lt;おやこでおいっちに（親子体操）&gt; 跳んだり走ったり体を動かしながら、親子間のスキンシップを図る。</p> <p>&lt;親子サーキット&gt; すべり台、平均台、丸太橋、鉄棒、くねくねトンネル、ボールプール、階段椅子からマットへジャンプなど、大型遊具を工夫しながら配置して遊びながら体力とバランス感覚を養う。</p>

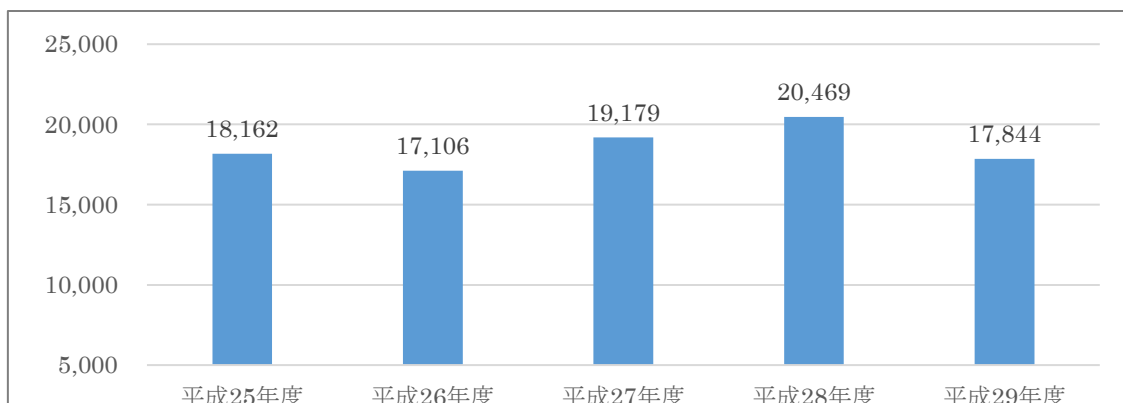
	<p>&lt;トランポリン・エアポリン&gt;</p> <p>大型のトランポリン器具を使って、飛び跳ねる、空中で体のバランスを整える、着地するといった総合的な体のバランス感覚を養う。</p> <p>(3)制作活動</p> <p>&lt;工作&gt;</p> <p>紙工作、木工作、革工作、手芸など作る楽しさと完成したときの充実感を育成する。</p> <p>&lt;クッキング&gt;</p> <p>簡単に作れるメニューで作って食べる楽しさと、食についての安全などを学ぶ食育の機会をつくる。</p> <p>(4)鑑賞活動（観劇等）</p> <p>子どもの頃からプロが演じる人形劇、大道芸や音楽演奏などに触れる機会をつくり、文化・芸術に興味をもつきっかけづくりをする。</p> <p>(5)飼育栽培活動</p> <p>季節にあった植物を栽培したり、昆虫や魚を飼育することで、生きものに触れる機会を創出し、命の尊さを考える心を養う。</p> <p>(6)昔・伝承あそび、季節の行事</p> <p>日本の伝統的なあそびや季節の伝統行事について、児童館の活動を通して子どもたちに伝えていく。また、友だち同士で遊びや遊び方を創造しながら個々の技を磨くとともに、一緒に遊ぶ楽しさを共有するすばらしさを学ぶ機会をつくる。</p> <p>&lt;昔あそび、伝承あそび&gt;</p> <p>こままわし、けん玉、凧揚げ、お手玉、将棋、囲碁</p> <p>&lt;季節の行事&gt;</p> <p>端午の節句（鯉のぼり）、七夕、十五夜、ハロウィン、クリスマス、正月、節分（豆まき）、桃の節句（ひな祭り）</p> <p>(7)その他のプログラム例</p> <p>卓球・バスケットボール等のスポーツ講座、ダンス指導、スポーツチャンバラ講座、絵画講座、音楽講座など</p>
--	--

※日曜・祝日・振替休日は、施設の一部が使用できます。

### 【児童館一般来館者数（年間延べ人数）】



### 【児童館日曜祝日開館の来館者数（年間延べ人数）】



## （2）児童館ネットワーク事業

児童館の活動は、おもにそれぞれの児童館が設置された地域を軸に子育て支援や児童の健全育成を担うものですが、それに対し児童館ネットワーク事業は、当市全体の子育て支援や児童の健全育成を目的として、市内に5施設ある児童館と29の児童クラブが協力して、各種イベントを通じて児童の健全育成に関する様々な取り組みを行っています。令和元年度の主な取り組みとして、地域の団体やボランティアと協力し児童館・児童クラブが合同で実施するあそぼう会や新春将棋大会、親子観劇会などを行っているほか、児童クラブと高齢者施設との異世代交流会なども実施しています。

【令和元年度の主な取り組み例（児童館こどもフェスタ）】

イベント名	場所
<p>&lt;あそぼう会&gt; 6月8日（土曜） 富士見児童館・富士見公民館・都立中央公園</p>	<p>市内の児童館と児童クラブが協力し、両事業が日頃から実施している様々な遊び、ものづくり体験などの紹介、大型遊具を活用した活動の紹介、この日だけの特別メニュー（ミニ新幹線、かわりだね自転車、ひがっしー撮影会など）など日頃体験できないプログラムなどを企画し提供する。</p> <p>また、事業運営にあたっては、子育て支援関係機関等との共催や市民協同を念頭に企画運営を行っており、毎年市内の中学校と連携し、中学生ボランティアの活動についても支援を行う。</p> <p>&lt;主な共催機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩六都科学館（カプラであそぼ！）</li> <li>・おもちゃの病院（おもちゃの病院）</li> <li>・憩いの家囲碁クラブ（子ども囲碁教室）</li> <li>・折り紙みすみの会（折り紙教室）</li> <li>・富士見図書館友の会（おはなし会）</li> </ul>
<p>&lt;夏の工作教室&gt; 7月末から8月初旬 市内各児童館（本町・秋津・栄町・富士見・北山）</p>	<p>児童の夏休み期を利用し、小学生以上の児童を対象とした工作、ものづくり体験を行う。</p> <p>&lt;主なものづくり体験&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木工作、革工作、電子工作、陶芸、染め物など</li> </ul>
<p>&lt;親子観劇会&gt; 11月30日（土曜） 東村山市中央公民館</p>	<p>親子で優れた文化・芸術に慣れ親しむことを目的として、地域の児童館がそのきっかけづくりとなるように企画する。</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人形劇、舞台劇、影絵、マジック、パフォーマンスショーなど</li> </ul>
<p>&lt;新春将棋大会&gt; 1月6日（月曜） 本町児童館</p>	<p>将棋独特の世界観は海外でも注目されているが、日本の将棋文化を子どもたちに伝えるため、児童館（栄町・北山・秋津）において定期的に将棋教室を開催するほか、年に1度、子どもたちの腕試しの機会として新春将棋大会を開催する。</p> <p>&lt;令和元年度新春将棋大会参加実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校低学年の部 31名、中学年の部 29名、高学年の部 13名、中高生の部 5名（合計 78名）</li> </ul>

## 5 児童クラブの運営状況等

---

### (1) 児童クラブ事業

東村山市における児童クラブ事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業を指します。保護者の適切な監護に欠ける小学校に就学している児童を対象として、家庭、地域等との連携のもと、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣等の確立等を図り、放課後における危険防止と健全育成を目的として行っています。

児童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令第63号）」に基づく「放課後児童支援員」という有資格者が中心となって児童の育成支援にあたり、児童クラブのなかでは、おもに以下の役割を担います。

- 児童が自ら進んで通い続けられるように援助する。
- 児童の出欠と心身の状態を把握し、適切に援助する。
- 児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるようにする。
- 児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- 発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- 自分の気持ちや意見を表現することができるよう援助し、児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- 児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急的に適切な対応ができるようにする。
- 児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

この放課後児童支援員をはじめとする児童の保育にあたる職員については、国の基準省令では支援の単位ごとに2人以上の配置が求められていますが、東村山市では、独自に3人以上の配置を条例で定めています。

また、障害児については、各施設2～3名の受け入れを行っており、2～3名に1名の職員の加配を行っています。

また、平成27年度からは、これまで小学3年生までとしていた児童の受け入れについて、6年生まで受け入れ拡充を図っています。



### 【児童クラブ 概要】

施設数	29 箇所（公設公営 24 箇所、公設民営 5 箇所） ※内訳：児童館育成室 6 箇所、児童クラブ 23 箇所
利用人数	1,557 人（平成 30 年 4 月 1 日）
利用対象児童	小学校 1 年生～6 年生 保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童
職員	放課後児童支援員、補助員 ※放課後児童支援員は、支援の単位ごとに 2 人以上の配置が求められ、当市は独自に 3 人以上の配置としている。
開館時間	学校開設日 放課後～17 時 45 分 学校休業日 8 時 30 分～17 時 45 分 ※公設民営の児童クラブについては、平日は 18 時 45 分まで時間延長を行っている。
閉所日 (年間開所日数)	日曜・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日 (年間約 290 日の開所)
施設・設備	児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所で、面積は「児童 1 人につきおおむね 1.65 m <sup>2</sup> 以上」が必要とされている。
児童クラブ費	5,500 円 ※生活保護世帯・就学援助受給世帯など免除規定がある。また、兄弟が同時に入会した場合、第 2 子以降が 3,500 円になる。

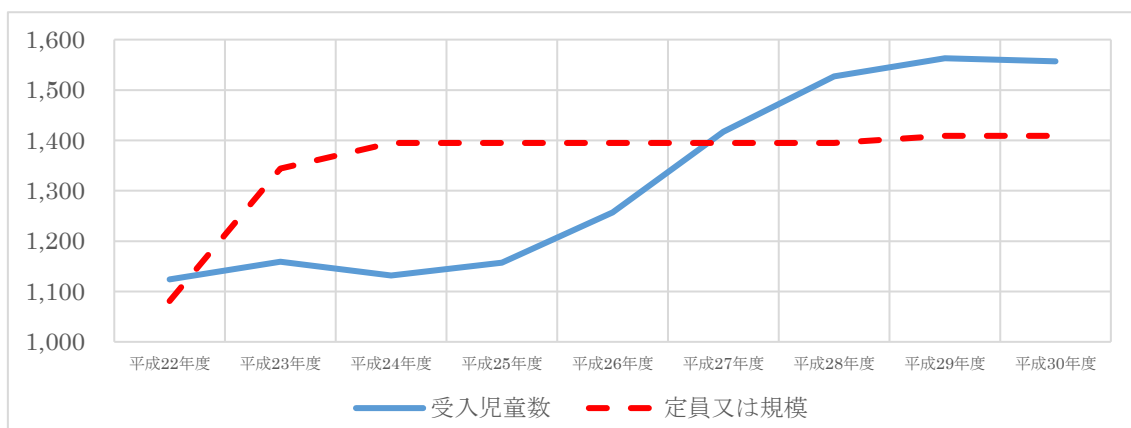
### 【児童クラブの規模と受け入れ児童数】

児童クラブ名	規模(※1)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
秋津育成室	47	57	67	71	89	100	101
栄町第1育成室	42	21	22	41	43	42	36
栄町第2育成室	51	28	31	44	52	51	49
富士見育成室	60	65	79	80	73	77	72
北山育成室	35	59	64	67	65	69	66
本町育成室	56	56	64	67	66	71	74
第1化成児童クラブ	70	53	56	64	72	70	76
第2化成児童クラブ	58	42	47	51	59	62	62
第1萩山児童クラブ	65	42	48	64	66	65	65
第2萩山児童クラブ	46	25	33	39	46	46	45
南台児童クラブ	70	47	51	50	62	59	66
第1青葉児童クラブ	60	53	45	59	63	60	59
第2青葉児童クラブ	60	52	44	60	60	59	54
第1東萩山児童クラブ	70	72	78	71	76	81	74
第2東萩山児童クラブ	30	30	42	41	36	34	31
第1久米川児童クラブ	70	52	54	71	73	67	74
第2久米川児童クラブ	59	47	54	59	63	57	63
第1回田児童クラブ	62	55	58	63	69	83	86
第2回田児童クラブ	31	22	22	30	31	38	35
第1秋津東児童クラブ	56	27	33	49	55	50	51
第2秋津東児童クラブ	56	29	30	50	55	50	51
第1野火止児童クラブ	70	69	72	70	75	72	71
第2野火止児童クラブ	45	46	33	32	35	47	45
久米川東児童クラブ	70	58	76	71	70	79	81
富士見児童クラブ	70	50	54	53	73	74	70
合計	1,409	1,157	1,257	1,417	1,527	1,563	1,557
入会申込みをしたが入会できなかった児童数(※2)		17	18	126	151	102	96

※1 規模は平成29年度以降のもの。

※2 平成25、26年は「入会基準を満たしていたが、入会できていない児童数」、平成27年度以降は「入会申込みをしたが、入会できなかった児童数」を記載。

### 【児童クラブの受け入れ規模と受入児童数の推移】




## 6 児童館・児童クラブに関連するその他の事業

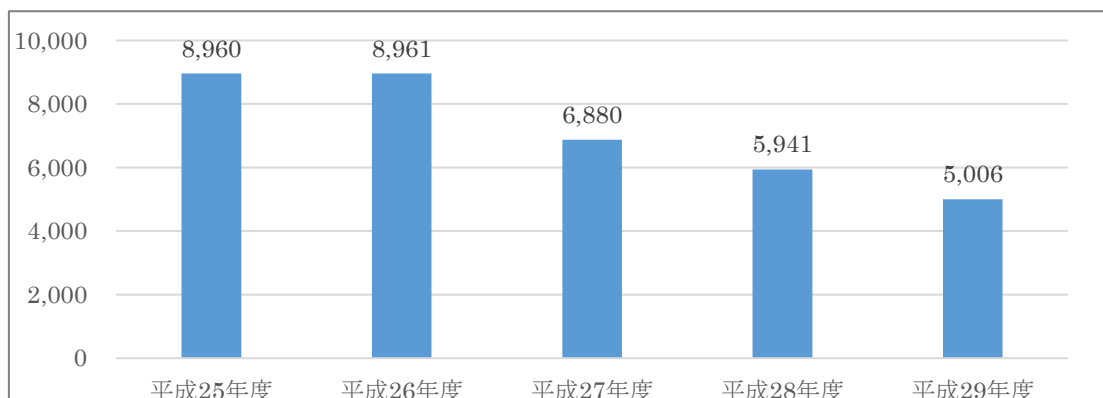
### (1) おひさま広場

児童クラブにおいては、児童が学校に通っている平日の午前中などの時間帯を活用し、曜日や時間を限って、乳幼児と保護者を対象としたふれあいの広場として開放しています。親同士の交流の場の提供や放課後児童支援員による子育てに関する相談などを通して、地域の子育て支援を行っています。

#### 【おひさま広場 概要】

実施場所	①萩山おひさま広場 ③回田おひさま広場 ⑤南台おひさま広場 ⑦久米川東おひさま広場	②青葉おひさま広場 ④野火止おひさま広場 ⑥秋津東おひさま広場 ⑧久米川おひさま広場
実施日	①～④ 火曜・金曜 ⑤ 火曜・木曜 ⑥～⑧ 木曜日 ※時期や学校の学級閉鎖などにより実施が無い場合があります。	おひさま広場の様子 
実施時間	10時～12時	
利用対象者	乳幼児とその保護者	
利用料	無料	

#### 【おひさま広場年間利用者数（年間延べ人数）】



## (2) 放課後子ども教室（担当課：教育部社会教育課）

放課後子ども教室は、小学校の施設を活用し、地域住民等の参画を得て、すべての児童を対象に放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業です。子どもたちの自主的な活動（学習・遊び等）を通して、児童の相互の関係を広げ、豊かな放課後の環境づくりを推進することを目的としています。

なお、現在令和 2 年度以降に新たに放課後子ども教室を実施する小学校について検討しています。

### 【放課後子ども教室 概要】

実施学校	大岱小、秋津小、青葉小、富士見小の 4 校
利用人数	延べ 7,158 人（平成 29 年度）
利用対象児童	実施学校の 1 年生～6 年生（就労等の要件はありません）
開設時間	4 月～9 月 授業終了から 17 時 10 月～3 月 授業終了から 16 時 30 分
活動日	大岱小：毎週月～金曜日で授業と給食のある日 秋津小：毎週水曜日で授業と給食のある日 青葉小：毎週金曜日で授業と給食のある日 富士見小：毎週月曜日で授業と給食のある日

※令和 2 年度以降に新たに実施する小学校について検討しています。

## 第3章 児童館・児童クラブ運営における役割

### 1 児童館が担う役割

※今後の児童館のあり方、将来像、児童館が担う役割等について、委員間協議の内容を踏まえて整理する。

#### ●第1回～第3回検討会までの検討内容の振り返り

- ・児童館については、今ある「拠点性」「地域性」機能の充実・発展が、今後も求められる。

#### 【拠点性】

- ・0～18歳の幅広い児童のための児童厚生施設。12月29日～1月3日を除けば、地震・台風等の災害時に学校が休校となった場合であっても、様々な可能性を踏まえ、基本的には開館している。
- ・現状の利用者は、未就学児と保護者、小学校に通う児童が中心で、中・高生についてはまだまだ可能性がある。

#### 【地域性】

- ・市内の5つの子育てエリア（東部、北部、中部、南部、西部）において、地域の実情、ロケーションに応じ、地域に根差した児童育成支援を展開する。

#### <主な地域資源・ロケーション>

エリア	主な公の施設等
東部エリア 【秋津児童館】 (秋津ブロック)	・公立保育所（基幹園）：第五保育園 ・小学校：秋津小学校、青葉小学校、秋津東小学校 ・中学校：第六中学校 ・秋津文化センター（図書館・公民館）
北部エリア 【北山児童館】 (北山ブロック)	・公立保育所（基幹園）：第三保育園 ・小学校：化成小学校、回田小学校、北山小学校 ・中学校：第四中学校 ・子育てひろば：のぐちちょう子育てひろば ・地域福祉センター（ころころの森・社会福祉協議会） ・廻田文化センター（図書館・公民館）

<p>中部エリア</p> <p>【本町児童館】</p> <p>(本町ブロック)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所（基幹園）：第一保育園</li> <li>・ 小学校：大岱小学校、久米川小学校、野火止小学校、久米川東小学校</li> <li>・ 中学校：第二中学校、第五中学校</li> <li>・ 子育てひろば：ほんちょう子育てひろば、ほほえみ子育てひろば</li> <li>・ 市民スポーツセンター</li> <li>・ 中央図書館</li> <li>・ 中央公民館</li> </ul>
<p>南部エリア</p> <p>【栄町児童館】</p> <p>(栄町ブロック)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所（基幹園）：第七保育園</li> <li>・ 小学校：八坂小学校、萩山小学校、東萩山小学校</li> <li>・ 中学校：第三中学校</li> <li>・ 萩山文化センター（図書館・公民館）</li> </ul>
<p>西部エリア</p> <p>【富士見児童館】</p> <p>(富士見ブロック)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所（基幹園）：第四保育園</li> <li>・ 小学校：南台小学校、富士見小学校</li> <li>・ 中学校：第一中学校、第七中学校</li> <li>・ 子育てひろば：みすみ子育てひろば</li> <li>・ 富士見文化センター（憩いの家・公民館・児童館）</li> <li>・ 富士見図書館</li> </ul>

● 児童館の役割検討に資する主なキーワード

- ・ <独自性、独創性> 対 <基準、水準、スタンダード>
- ・ 家庭で過ごす、学校で過ごす、地域・社会で過ごす
- ・ 家庭で学ぶこと、学校生活で学ぶこと、地域・社会で学ぶこと
- ・ 遊ぶ、学ぶ、体験する、企画する
- ・ くつろぐ、休息する、いる
- ・ 話す、伝える、相談する、聞く、理解する、認める
- ・ 日常管理、生活習慣、社会性
- ・ 子どもの意見・子どものニーズ、親の意見・親のニーズ
- ・ 核家族化、子育ての社会連帯
- ・ 異年齢交流、異世代交流、異文化交流

上記などを踏まえ、児童館が担う役割としてどのようなことが考えられるか？

## 2 児童クラブが担う役割

※今後の児童クラブのあり方、将来像、児童クラブが担う役割等について、委員間協議の内容を踏まえて整理する。

### ●第1回～第3回検討会までの検討内容の振り返り

- ・社会状況の変化等により、児童クラブは質・量ともに充実が求められる。
- ・現下の社会状況等に鑑み、将来にわたり継続して安定的な事業運営を目指す。
- ・検討にあたっては、児童クラブのもつ「機能」に着目し、市が「公」の立場で担う役割について意見交換を行った。
- ・「公の役割」は、検討会の中間報告のなかで、以下の3点に集約された。
  - (1) 利用児童に直接提供される保育サービスなどの機能は「民営」の対応が十分可能で、民間活力の導入について積極的に検討すべき。
  - (2) サービス水準のルールづくりや定期的なチェックなどの機能は、引き続き「公」が担う。
  - (3) 民間活力の導入を図る場合は、事業者を慎重に選定する必要がある。また、市は「公」の立場で必要な関与を継続する。
- ・以上を踏まえ、令和2年4月に新設する4つの児童クラブの運営主体については、先行事例のある指定管理者制度を活用し、民間活力の導入を図ることとした。

### ●児童クラブの役割検討に資する主なキーワード

- ・「サービス水準等の定期的なチェック」・・・保育の質を担保する権限・責任
  - ・「新たなサービス水準等のルールづくり」・・・基準等を作成する権限・責任
- ⇒今後、公民連携を見据えたなかで運営のあり方を検討する。

公民連携・・・「公」と「民」との役割分担とは？

- ・児童クラブにおける公民連携とは、具体的にどの程度役割を分担する？

(例) 現状の児童クラブの運営イメージ

①市内25の児童クラブの実情に合わせた対応を行っている部分

<(例)各クラブの利用児童の希望に合わせ、コマ回しを実施する。>

②市内5つのエリアの特色を活かした対応を行っている部分

<(例)××町で不審者情報があったため、エリア統一で対応を図る。>

③市全体で統一的な対応を行っている部分

<(例)1支援あたり、(国の基準を上回る)3名の職員を配置する。>

⇒①～③の段階で、「公」・「民」それぞれどのような役割分担が考えられる？

### 3 児童館・児童クラブの連携について

※「1 児童館が担う役割」「2 児童クラブが担う役割」を踏まえ、今後の当市児童館・児童クラブのあり方、将来像について方針を策定するにあたって、当市の児童館と児童クラブが連携することの理由、必要性などについて整理する。

#### ●現状の児童館・児童クラブの関係性

##### ・児童館・児童クラブの業務連携について

- ①各児童館、児童クラブにおいては、それぞれの施設の実情に合わせ、施設独自の児童育成支援を展開する。
- ②5つの子育てエリアにおいては、児童館を中心に複数の児童クラブがブロックを形成し、エリア（地域）の実情に応じた児童育成支援を展開する。
- ③市全体においては、市が条例やガイドライン等で定める基準等に基づき、市全体で統一的な児童育成支援を展開する。

主に②の場面で、児童館の児童厚生員と児童クラブの放課後児童支援員が、お互いに情報共有や勉強会（事例検討やマニュアル更新など）を行い、エリア（地域）の実情に応じたサービスについて検討し、展開している。

上記などを踏まえ、今後のあり方としてどのような連携が考えられるか？



## 第4章 基本方針の実現に向けた施策の取り組み

### 1 児童館運営に関する取り組み

※第3章でとりまとめた児童館が担う役割を担うための運営体制、具体的な取り組み等について、委員間協議の内容を踏まえて整理する。

●児童館が有する機能「拠点性」「地域性」を發揮した具体的な仕組みづくり

- ・××を実施することで、〇〇の役割を担う。

これまでの検討を踏まえたうえで、実現性、実効性のある仕組みとしてどのようなものが考えられるか？

## 2 児童クラブ運営に関する取り組み

---

第3章でとりまとめた児童クラブの役割を担うための運営体制、具体的な取り組み等について、委員間協議の内容を踏まえて整理する。

- 今後も児童クラブを充実・発展させていくための具体的な仕組みづくり
  - ・ XXを実施することで、OOの役割を担う。

これまでの検討を踏まえたうえで、実現性、実効性のある仕組みとしてどのようなものが考えられるか？